

## 卸売の業務に係る品質管理の方法に関する要領

### 1 趣旨

千葉市地方卸売市場業務条例（令和2年千葉市条例第15号。以下「条例」という。）第59条第1項に規定する卸売の業務に係る物品の品質管理の方法については、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 2 卸売業者が従う品質管理の方法

#### (1) 品質管理責任者の設置

卸売業者は、取扱品目の部類及び卸売の業務に係る施設（場外保管場所を含む）ごとに、取扱品目、施設の設定温度（温度管理機能を有する卸売場に限る。）を定めるとともに、品質管理の責任者として、条例第59条第1項第3号に規定する品質管理の責任者（以下「品質管理責任者」という。）を定め、これを卸売業者品質管理責任者選任（変更）届出書（様式第1号）により、市長に届け出るとともに、卸売場の見やすい場所に、その氏名を掲示しなければならない。品質管理責任者を変更したときも、同様とする。

#### (2) 品質管理責任者の責務

卸売業者は、品質管理責任者の責務に係る次に掲げる事項を定め、品質管理責任者責務事項（変更）届出書（様式第2号）により市長に届出なければならない。

- ア 物品の搬入時等の品質管理及び衛生管理に関すること。
- イ 物品の鮮度若しくは外観又は容器の破損、衛生状態等の確認に関すること。
- ウ 搬入物品が結露しない輸送温度の周知徹底に関すること。
- エ 必要に応じた輸送業者に対する輸送条件等の記録の提示に関すること。
- オ 施設の温度管理に関すること（温度管理機能を有する卸売場に限る。）。
- カ 施設の温度の確認に関すること（温度管理機能を有する卸売場に限る。）。
- キ 物品の滞留時間の管理に関すること。
- ク 温度管理機能を有しない卸売場における高温時の品質管理に関すること。
- ケ 卸売場内での物品の取扱いに関すること。
- コ 卸売場内の衛生的な利用に関すること。
- サ 取引後の速やかな物品の搬出に関すること。
- シ 条例第45条に規定する検収に関すること。
- ス 市場施設等の清潔及び衛生の保持に関すること。
- セ その他品質管理の徹底に関すること。

### 3 仲卸業者が従う品質管理の方法

仲卸業者は、次に掲げる事項を遵守して、品質管理の徹底に努めなければならない。

#### (1) 店舗等使用施設ごとに品質管理責任者を定め、仲卸業者品質管理責任者選任（変更）

届出書（様式第3号）により市長に届け出るとともに、仲卸売場店舗の見やすい場所に、その氏名を掲示すること。品質管理責任者を変更したときも、同様とする。

#### (2) 腐敗に結びつく部位、物品又は混入異物の除去により、物品の品質保持を図ること。

(3) 物品の適正な温度管理を行うとともに、定温倉庫又は冷蔵庫での先入れ先出しに留意し、保管期間の短縮を図ること。

#### (4) 仲卸売場施設及び機械器具類等の清潔及び衛生の保持を図ること。

#### 4 売買参加者及び買出人が従う品質管理の方法

売買参加者及び買出人は、次に掲げる事項を遵守して、品質管理の徹底に努めるものとする。

- (1) 物品の品質保持のため、買荷の売場施設における滞留時間の短縮を図ること。
- (2) コールドチェーンが確保されるよう保冷車両又は冷凍車両の利用を図ること。
- (3) 物品ごとの望ましい輸送温度に配慮した荷積みを行うこと。

#### 5 関連事業者が従う品質管理の方法

関連事業者は、次に掲げる事項を遵守して、品質管理の徹底に努めなければならない。

- (1) 関連売場では、腐敗に結びつく物品又は混入異物の除去により、物品の品質保持を図ること。
- (2) 物品の適正な温度管理を行うとともに、定温倉庫又は冷蔵庫での先入れ先出しに留意し、保管期間の短縮を図ること。
- (3) 関連売場施設及び機械器具類等の清潔及び衛生の保持を図ること。

#### 6 搬送車両への配慮

卸売業者、仲卸業者、関連事業者、その他市場内で搬送車両を所有する者は、電気を動力とする搬送車両等の利用に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。



様式第 2 号

品質管理責任者責務事項（変更）届出書

年 月 日

（あて先）千葉市長

千葉市地方卸売市場 部  
卸売業者名

（注）法人の場合、代表者が手書きしない場合は、  
記名押印してください。

卸売の業務に係る品質管理の方法に関する要領第 2 の項第 2 号の既定により、品質管理の責任者の責務に係る事項を定めましたので、次のとおり届出ます。

項 目	内 容
物品の搬入時等の品質管理及び衛生管理に関すること。	
物品の鮮度若しくは外観又は容器の破損、衛生状態等の確認に関すること。	
搬入物品が結露しない輸送温度の周知徹底に関すること。	
必要に応じた輸送業者に対する輸送条件等の記録の提示に関すること。	
施設の温度管理に関すること（温度管理機能を有する卸売場に限る）。	
施設の温度の確認に関すること（温度管理機能を有する卸売場に限る）。	
物品の滞留時間の管理に関すること。	
温度管理機能を有しない卸売場における高温時の品質管理に関すること。	
卸売場内での物品の取扱いに関すること。	
卸売場内の衛生的な利用に関すること。	
取引後の速やかな物品の搬出に関すること。	
千葉市地方卸売市場業務条例第 4 5 条に規定する検収に関すること。	
市場施設等の清潔及び衛生の保持に関すること。	

